

## 令和4年第1回臨時会議決結果

第1回臨時会が令和4年5月9日に1日限りの会期で開催されました。  
6議案が上程され、次のとおり議決されました。

### 【予 算】

#### ●令和4年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)

##### (可決 満場一致)

歳入、歳出それぞれ9,600万円の増額補正です。

歳入＝「モーターボート競走事業収入」を計上したほか、「財政調整基金繰入金」を増額計上しています。

歳出＝「新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に係る費用」を計上したほか、「町有地における土砂崩れに伴う損害賠償金」、「ウクライナへの人道支援を目的とした寄附金」を増額計上しています。

#### ●令和4年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)

##### (可決 満場一致)

収益的支出として一般会計への繰出金、500万円を増額計上しています。

### 【その他】

#### ●損害賠償の額の決定及び示談

##### (可決 満場一致)

令和3年8月に山鹿の町有地法面において土砂崩れが発生し、隣接する町内事業者の事務所等を損壊させたため、被害に対する損害賠償の額の決定及び示談について、議会の議決を求めるものです。

#### ●専決処分事項の承認

##### (承認 満場一致)

新型コロナウイルス感染症対策事業の実施に伴う芦屋町一般会計補正予算(専決第1号)を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

●**専決処分事項の承認**

**(承認 満場一致)**

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により芦屋町税条例等の一部を改正する条例の制定を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

●**専決処分事項の承認**

**(承認 満場一致)**

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、また、総務省及び厚生労働省からの通知「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援について」に基づき、令和4年度における対象者に対して、国民健康保険税の減免を実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により、芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。